

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	山形県立米沢栄養大学
設置者名	山形県公立大学法人

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配 置 困 難	
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計			
健康栄養学部	健康栄養学科	夜・通信	8		49	57	13		
		夜・通信							
		夜・通信							
		夜・通信							
(備考)									

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

[http://www.u.yone.ac.jp/department/folder\(pdf\)/syllabus/R6_jitsumukeiken.pdf](http://www.u.yone.ac.jp/department/folder(pdf)/syllabus/R6_jitsumukeiken.pdf)

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	山形県立米沢栄養大学
設置者名	山形県公立大学法人

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<http://www.c.yone.ac.jp/organization/yakuin.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	公認会計士	2024. 4. 1 ~ 2026. 3. 31	経営
非常勤	地方公共団体代表監査委員	2024. 4. 1 ~ 2026. 3. 31	地域貢献・連携
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山形県立米沢栄養大学
設置者名	山形県公立大学法人

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

(1) シラバス作成に係る取組

履修する学生が授業内容をイメージできるシラバスを目指し、必要に応じて改善を加えている。

また、より効果的な学習支援の充実のために、シラバス記載の充実という観点から、授業評価アンケート等を活用して授業実施状況を確認し、学生の主体的学修への取組みがより実現できるようなシラバスの作成に努めている。

(2) シラバスの公表時期

- 学務システム及びホームページで4月1日から閲覧可能

授業計画書の公表方法 <http://www.u.yone.ac.jp/department/syllabus.html>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

(1) 学修の評価は、山形県立米沢栄養大学履修規程に基づき実施する。

学修の評価は、試験及び平常の成績等を総合して、S、A、B、C及びFで表し、S、A、B及びCを合格として単位を認定する。

S 90点以上 100点まで

A 80点以上 90点未満

B 70点以上 80点未満

C 60点以上 70点未満

F 60点未満

(2) 各科目的評価の方法については、4月ガイダンスで配布する「履修・学生生活の手引」及びホームページ(山形県立米沢栄養大学履修規程)で公表している。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価については、山形県立米沢栄養大学履修規程により定めており、G P A値及び成績順位を学生に公表している。

また、成績評価異議申立てに関する細則を定め、学生の問い合わせに対応できるよう正在している。

【履修規程抜粋】

第12条 学修の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語で表す。

2 前項のS、A、B及びCを合格として単位を認定する。

3 第1項の学修の評価は、試験及び平常の成績等を総合して次の基準により行う。

S 90点以上 100点まで

A 80点以上 90点未満

B 70点以上 80点未満

C 60点以上 70点未満

F 60点未満

4 再試験を行った者に対する学修の評価は、原則として、C又はFとする。

(総合学修評価)

第13条 前条の学修の評価に対し、次の各号に掲げるグレード・ポイント（以下「G P」という。）を定める。

(1) S 4点

(2) A 3点

(3) B 2点

(4) C 1点

(5) F 0点

2 第10条の規定により受験資格を喪失した授業科目のG Pは0点とする。

3 履修登録した授業科目（不合格及び受験資格の喪失の授業科目を含む。）のG Pの平均（以下「G P A」という。）を次の式により算定（小数点以下第三位を四捨五入するものとする。）し、総合学修評価を行うものとする。

$$G P A = \frac{(履修した授業科目のG P \times その授業科目の単位数) の総和}{履修登録した授業科目の単位数の総和}$$

4 前項に規定するG P Aは、本学において履修したすべての授業科目を対象とする。ただし、次の各号に掲げる科目については、算定対象から除外する。

(1) 学則第15条から第17条に定める科目

(2) その他必要と認められる科目

5 不合格となった授業科目を再履修した場合は、再履修による学修の評価をG P Aの対象とする。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

(1) 卒業の認定に関する方針の具体的な内容

(概要：ディプロマ・ポリシー)

以下の知識、技術等を身に付けた人材の育成を目的とし、所定の単位を修得した者に対し、「学士（栄養学）」の学位を授与する。

①管理栄養士は、命の基本である食を通じた支援を人々に行う役割を担うことから、豊かな人間性と、その背景にある幅広く深い教養と知識を身に付ける。

②少子高齢化社会の到来や、人々の価値観の多様性などによる食を取り巻く環境の変化を受け、高度化かつ複雑化が進んでいる栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付ける。

③本県の多彩な食材や豊かな食文化を健康づくりの実践に活用できる能力と合わせ、国際化が進んでいる食を取り巻く環境に対応できる国際的な視野を身に付ける。

(2) 卒業の認定に関する方針の適切な実施状況

①卒業要件

- ・教養科目 33 単位以上（必修科目及び学長が別に定める選択必修科目を含み）
- ・専門科目 91 単位以上（必修科目及び学長が別に定める選択必修科目を含み）

②卒業の認定及び学位

- ・4年以上在学し、学則第18条（卒業の要件）に定める単位を修得した者について教授会の議を経て、卒業を認定する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	http://www.u.yone.ac.jp/outline/diploma.html
----------------------	---

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	山形県立米沢栄養大学
設置者名	山形県公立大学法人

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.c.yone.ac.jp/finance/
収支計算書又は損益計算書	http://www.c.yone.ac.jp/finance/
財産目録	
事業報告書	http://www.c.yone.ac.jp/finance/
監事による監査報告（書）	http://www.c.yone.ac.jp/finance/

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：山形県公立大学法人年度計画	対象年度：2024 ）
公表方法： http://www.c.yone.ac.jp/project/mokuhyoukeikakupdf/R6keikaku.pdf	
中長期計画（名称：山形県公立大学法人中期計画	対象年度：2021～2026 ）
公表方法： http://www.c.yone.ac.jp/project/mokuhyoukeikakupdf/dai3kicyukikeikaku	

3. 教育活動に係る情報

（1）自己点検・評価の結果

公表方法：<http://www.c.yone.ac.jp/project/gyoumuzissekihoukokusyo.html>

（2）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：<http://www.u.yone.ac.jp/outline/daigakuhyoka.html>

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 健康栄養学部

教育研究上の目的（公表方法：<http://www.u.yone.ac.jp/outline/philosophy.html>）

（概要）

（1）人材の養成

保健、医療、福祉、教育、企業、行政などの多様な場における活躍を通して、県民の健康で豊かな暮らしの実現に寄与できる管理栄養士を養成すると共に、県内の各界において食を通じた健康づくりを担っていくことができるよう、広い視野を持ちながら、将来的に広く活躍できる人材を養成する。

このため、栄養に関する専門性を身に付けるほか、変化していく社会において、生涯学び続け、主体的に考える力を有する人材を養成する。

また、食育の推進の役割を担うため、本県の多彩な食材や豊かな食文化を健康づくりの実践に活用できる人材や、国際化が進んでいる食を取り巻く環境に対応できる国際的な視野を有する人材を養成する。

（2）地域と社会への貢献

本学の前身である県立米沢女子短期大学は、給食施設等における栄養管理に携わる栄養士を養成してきた。そして、栄養士の養成をとおし培ってきた人的資源と知的資源を活用し、栄養と健康に関し、公開講座の開催、県・地元市の各種委員会への委員の就任、県内の食品関連企業との共同研究などを行い、地域に根ざした短期大学として、地域と社会への貢献に努めてきた。

4年制大学である本学においては、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を有し、本県の食生活や、栄養と健康の特性に応じた支援を行っていくことができる管理栄養士の養成を行うものである。短期大学から4年制大学になることにより、質と量の面において、教員組織や研究機能の強化が図られることから、県民全体の健康づくりを支援していくため、短期大学とは異なる観点により貢献活動を行うものである。

本学は、栄養と健康の研究に関するシンクタンク機能や、栄養に携わる者等に対する生涯学習の拠点機能を有することとしており、地域への理解を深め、地域とのかかわりを重視している。

具体的には、栄養と健康に関する教育と研究を通し、県の健康づくりに関する施策や事業に貢献するほか、県栄養士会等の関係団体と連携し、栄養に携わる者や関連の職種に従事する者に対し、生涯学び続けるための学習機会の提供や、公開講座やシンポジウムの開催による情報発信等を行うなどしながら貢献していく。これらの貢献を継続的かつ実効性を有しながら行うため、本学に「地域連携・研究推進センター」を設け、地域と社会への貢献を確実に実施していくものとする。

卒業の認定に関する方針（公表方法：<http://www.u.yone.ac.jp/outline/diploma.html>）

（概要）ディプロマ・ポリシー

以下の知識、技術等を身に付けた人材の育成を目的とし、所定の単位を修得した者に対し、「学士（栄養学）」の学位を授与する。

①管理栄養士は、命の基本である食を通じた支援を人々に行う役割を担うことから、豊かな人間性と、その背景にある幅広く深い教養と知識を身に付ける。

②少子高齢化社会の到来や、人々の価値観の多様性などによる食を取り巻く環境の変化を受け、高度化かつ複雑化が進んでいる栄養に関する高度な専門知識と専門技術を

身に付ける。

③本件の多彩な食材や豊かな食文化を健康づくりの実践に活用できる能力と合わせ、国際化が進んでいる食を取り巻く環境に対応できる国際的な視野を身に付ける。

教育課程の編成及び実施に関する方針

(公表方法：<http://www.u.yone.ac.jp/outline/curriculum.html>)

(概要) カリキュラム・ポリシー

本学の教育課程は、教育研究上の理念とそれに基づく教育目標を達成するため、「教養科目」と「専門科目」の2つの基本的枠組みで構成し、体系的な編成とする。

このほか、栄養教諭一種免許状の取得希望者向けに、教職科目として「栄養教諭に関する科目」を配置する。

<教育研究上の理念>

豊かな人間性と、幅広く深い教養と知識のうえに、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた国際的な視野を有する人材を育成し、教育と研究の成果に基づき地域と社会に貢献することにより、県民の健康で豊かな暮らしの実現に寄与する。

<教育目標>

1. 幅広く深い教養と知識を身に付けた人間性豊かな人材の育成
2. 栄養に関する高度な専門知識と専門技術を有し健康を科学的・総合的に考え行動できる人材の育成
3. 山形県の多彩で豊かな食を健康の維持と増進に活用できる人材の育成
4. 国際的な視野を有し地域と社会に貢献できる人材の育成

入学者の受入れに関する方針

(公表方法：<http://www.u.yone.ac.jp/outline/admission.html>)

(概要) アドミッション・ポリシー

本学は、管理栄養士の資格の取得を前提とした教育を行うことから、必要な基礎学力を有し、管理栄養士としての適性を有する者を受け入れることを基本方針とする。

このため、本学では、次のような学生を受け入れる。

1. 人との関わりを大切にできる人
2. 人間、健康、栄養そして食への关心が持てる人
3. 必要な基礎学力に加え、論理的な思考能力を有する人
4. 本学で学んだことを生かし、地域と社会に貢献したいと考えている人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：[http://www.c.yone.ac.jp/organization/folder\(pdf\)/R6soshiki.pdf](http://www.c.yone.ac.jp/organization/folder(pdf)/R6soshiki.pdf)

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
—	1人	—	—	—	—	—	1人
健康栄養学科	—	11人	人	4人	人	4人	19人
	—	人	人	人	人	人	人

b. 教員数（兼務者）		学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
		人	25人	25人

各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)	公表方法： http://www.u.yone.ac.jp/department/teacher/
------------------------------	--

c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）	
ゼミや学外実習を除くすべての授業科目について、学生に対して授業評価アンケートを実施し、各教員がアンケート結果を把握し精査のうえ、授業への反映と改善を図っている。（アンケート結果は学内のホームページで評定を公表しており、学生を含めた関係者が誰でも閲覧できるようにしている。）	
また、教育方法の改善及び学生指導力の向上を目指し、外部有識者の協力を得ながら、毎年「授業改善ワークショップ」を開催し、全学的に教育研究上の理念と教育目標の達成に努めている。	

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員	編入学 者数
健康栄養学部	42人	46人	109.5%	168人	178人	106.0%	0人	0人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	42人	46人	109.5%	168人	178人	106.0%	0人	0人

(備考)

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
健康栄養学部	41人 (100%)	2人 (4.9%)	38人 (92.7%)	1人 (2.4%)
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	41人 (100%)	2人 (4.9%)	38人 (92.7%)	1人 (2.4%)

主な進学先・就職先) (任意記載事項)

【主な進学先】

山形県立米沢栄養大学大学院、東北大学大学院

【主な就職先】

<県内>山形県(管理栄養士)、米沢市(管理栄養士)、金山町(一般事務)、社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院、医療法人社団丹心会吉岡病院、NPO法人青空保育たけの子、株式会社アクセスよねざわ、株式会社アップルケアネット、ウエルシア薬局株式会社、株式会社クスリのアオキ、株式会社グリーンハウス、三和缶詰株式会社、三和漬物食品株式会社、株式会社セルヴアンスポーツ、株式会社たかはたファーム、株式会社ツルハ、日清医療食品株式会社、日東ベスト株式会社、株式会社天童給食センター、富士産業株式会社、山形県公立大学法人、株式会社ヤマザワ

<県外>東京都(栄養士)、福島県(栄養士)、福島県(市町村立学校栄養職員)、仙台市(栄養士)、松島町(上級栄養士)、IMS グループ医療法人財団明理会新越谷病院、社会福祉法人清心福祉会たかば保育園、社会福祉法人ちとせ交友会、社会福祉法人白山福祉会、福島赤十字病院、医療法人社団平成会、社会福祉法人北養会、株式会社モード・プランニング・ジャパン雲母保育園、社会福祉法人百葉の会、社会福祉法人緑愛会、株式会社青木商店、株式会社アップルケアネット、ウエルシア薬局株式会社、エームサービス株式会社、株式会社オリンピア、カワチ薬品株式会社、株式会社クスリのアオキ、株式会社グランディック、株式会社グリーンハウス、シダックス株式会社、株式会社セキ薬品、株式会社ツルハ、トーニチ株式会社、長野興農株式会社、日清医療食品株式会社、株式会社日本栄養給食協会、日本食研株式会社、富士産業株式会社、プライムデリカ株式会社、株式会社ベネミール、マツモトキヨシ株式会社、株式会社松屋フーズホールディングス、株式会社武蔵野、株式会社メフォス、株式会社モリキ、山崎製パン株式会社、株式会社LEOC

(備考)

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
健康栄養学部	42 人 (100%)	40 人 (95.2%)	0 人 (0%)	2 人 (4.8%)	0 人 (0%)
	人 (0%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	42 人 (100%)	40 人 (95.2%)	0 人 (0%)	2 人 (4.8%)	0 人 (0%)

(備考)

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

(概要)

授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画が把握できるシラバス作成に取り組んでいる。

(1) シラバス作成に係る取組

履修する学生が授業内容をイメージできるシラバスを目指し、必要に応じて改善を加えている。

また、より効果的な学習支援の充実のために、シラバス記載の充実という観点から、授業評価アンケート等を活用して授業実施状況を確認し、学生の主体的学修への取組みがより実現できるようなシラバスの作成に努めている。

(2) シラバスの公表時期

- ・学務システム及びホームページで4月1日から閲覧可能

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

(概要)

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

(1) 学修の評価は、山形県立米沢栄養大学履修規程に基づき実施する。

学修の評価は、試験及び平常の成績等を総合して、S、A、B、C及びFで表し、S、A、B及びCを合格として単位を認定する。

S 90点以上 100点まで

A 80点以上 90点未満

B 70点以上 80点未満

C 60点以上 70点未満

F 60点未満

(2) 各科目的評価の方法については、シラバスの「評価方法」欄に記載している。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組概要)

(1) 卒業の認定に関する方針の具体的な内容

(概要：ディプロマ・ポリシー)

以下の知識、技術等を身に付けた人材の育成を目的とし、所定の単位を修得した者に対し、「学士（栄養学）」の学位を授与する。

①管理栄養士は、命の基本である食を通じた支援を人々に行う役割を担うことから、豊かな人間性と、その背景にある幅広く深い教養と知識を身に付ける。

②少子高齢化社会の到来や、人々の価値観の多様性などによる食を取り巻く環境の変化を受け、高度化かつ複雑化が進んでいる栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付ける。

③本県の多彩な食材や豊かな食文化を健康づくりの実践に活用できる能力と合わせ、国際化が進んでいる食を取り巻く環境に対応できる国際的な視野を身に付ける。

(2) 卒業の認定に関する方針の適切な実施状況

①卒業要件

- ・教養科目 33 単位以上（必修科目及び学長が別に定める選択必修科目を含み）

- ・専門科目 91 単位以上（必修科目及び学長が別に定める選択必修科目を含み）

②卒業の認定及び学位

- ・4年以上在学し、学則第18条（卒業の要件）に定める単位を修得した者について教授会の議を経て、卒業を認定する。

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
健康栄養学部	健康栄養学科	124 単位	有・無	45 単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)	公表方法 :			
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)	公表方法 :			

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

公表方法 : http://www.u.yone.ac.jp/educational_info/sisetu-setubi.html
--

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関するこ

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
健康栄養学部	健康栄養学科	535,800 円	(県内) 282,000 円 (県外) 564,000 円	56,720 円	実験実習費・学外研修費・学生教育研究災害傷害保険料・ボランティア活動保険料

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

(概要)

- ・学生が意欲と目的を持って学修に取り組めるよう、学生一人ひとりの学修目的及び習熟度に応じた学修支援の充実を図る。
 - ①担任制
 - ②教員への相談（オフィスアワー制度）
各教員が学生からの学業や学生生活全般に関する質問、相談等に応じる時間を持つ、研究室等に待機する制度
 - ③学長や理事等と学生との意見交換会
 - ④障がい学生支援
- ・日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補者である入学者が、授業料の減免申請を提出した場合は、減免審査が終わるまで前期授業料の徴収を猶予している。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

(概要)

キャリア支援センターを開設し、各種の就活対策講座、学内合同企業説明会、インターネット・シップ、公務員講座、O B ・ O Gとの交流、個別相談・アドバイス、E S ・履歴書添削、資料や関連図書・雑誌の閲覧、パソコンの利用等を行い、学生自らが目標とするキャリアの実現に向け、教職員一体となった手厚い支援や指導を実施している。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

担任教員や卒業研究担当教員による学生相談、看護師及びカウンセラーによる随時の個別相談を通して、学生のメンタルヘルスに関する支援体制を実施している。また、障がいの有無にかかわらず誰もが学びやすい就学環境づくりを目的とした障がい学生支援を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：http://www.u.yone.ac.jp/educational_info/main.html

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F 1 0 6 2 1 0 1 0 1 1 9 2
学校名	山形県立米沢栄養大学
設置者名	山形県公立大学法人

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		20人	19人	20人
内訳	第Ⅰ区分	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				20人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人			
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人			
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人			
「警告」の区分に連続して該当	0人			
計	0人			
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期		後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人		
G P A等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。